

## 「都心商業地でのおもてなし環境整備事業」質問票の回答

質問内容	回答
4 (4) ミニイベントおよびミニツアーについて、委託者から船および実施内容の指定はあるか？また、ミニツアーはバスを利用することで良いか？	実施する船については、委託者から指定しますが、実施内容は受託者の提案によって決定いたします。委託者と協議のうえ、実施可能な内容を行ってください。 ミニツアーは、バスの利用を限定するものではありません。
4 (5) 日本船寄港時の案内・誘導業務 30 回は、仕様書 4 (2) に記載の臨時観光案内業務 80 日間に含まれるか？含まれない場合、同じ業務として、年間 110 回の対応回数としても良いか？	日本船寄港時の案内・誘導業務は、仕様書 4 (2) に記載の臨時観光案内業務と異なる内容になりますので、別の業務として想定回数・時間・人数から、それぞれ見積りをお願いします。
4 (8) 各種乗車券等の取扱について、「決済手数料は委託費に含む。(販売総数は約 2000 部を想定)」とあるが、販売実数での精算となるか？	各種乗車券をキャッシュレスで販売した決済手数料は、委託費に含まれ、本委託業務の完了後、販売実数により精算して支払いますので、想定枚数から見積りをお願いします。
4 (11) 観光案内用パンフレットの制作にあたって、掲載項目の指定はあるか？また、ページ数等の仕様の想定はあるか？	観光案内用パンフレットの掲載項目は、受託者が提案し委託者と協議のうえ制作してください。ページ数等の仕様については、提案内容といたします。
4 (12) 市内回遊促進につながる広報の取り組みは、制作物を作成し配布することで良いか？取り組み内容は自由提案の形式でよいか？	取り組み内容は、制作物の作成に限定するものではありませんので、自由提案をお願いいたします。事業者決定後、受託者が提案した内容を委託者と協議のうえ実施いただきます。